

社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人四万十市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第49条の規定により、本会の法人運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会細則)

第2条 定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

(招集の手続き)

第5条 会長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項

(3) 評議員会の議案の概要

2 会長は、評議員から評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して評議員会の召集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の召集を請求した評議員は、次の場合には、四万十市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、会長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

(招集手続きの省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(評議員提案権)

第8条 評議員が会長に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第9条 定款第12条に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧は、別表1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第10条 会長が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第11条 会長は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第12条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を

求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第13条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、永久に事務所に備え置かなければならない。

第4章 理事会

（理事会の開催）

第14条 理事会は、毎会計年度に6月、9月、12月、3月の年4回開催する。

2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会長に会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事から理事に招集の請求があったとき

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集者)

第15条 定款第28条第1項の規定により理事会は会長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

(1) 定款第28条第2項のとおり、会長が欠けたとき又は会長に事故があり招集する場合

(2) 前条第2項第3号及び第4号により理事が招集する場合

(3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合

2 定款第28条第2項のとおり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 前条第2項第3号及び第4号による場合は、理事が、第5号による場合は、監事が招集する。

4 会長は、前条第2項第3号又は第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第16条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第14条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(理事会の決議事項)

第17条 定款第27条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表2に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第18条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき

(2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承

認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第 19 条 理事が前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第 20 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 21 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第 22 条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、会長による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第 23 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第 24 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

- 2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した理事の氏名
 - (3) 決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 4 議事録は、永久に事務所で保存するものとする。

第5章 会長の執行権限

(会長の専決事項等)

第25条 定款第27条に定める会長の専決事項は、別表3に記載のとおりとする。

- 2 前項の規定により会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第6章 監事

(監事の選任議案)

第26条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第27条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第28条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第7章 役員・評議員の構成等

(役員構成)

第29条 定款第18条第1項に規定する役員構成を次のとおり定める。

(1) 理事 6名以上9名以内

① 団体選出 各団体より1名

民生・児童委員協議会 区長会 老人クラブ連合会 障害者団体
女性団体 ボランティア団体

② 個人選出 各区分より1名

社会福祉事業の経営に意欲的な人 行政経験を有する人
施設運営や在宅福祉事業の経験を有する人

(2) 監事 2名 各区分より1名

財務諸表等を監査し得る人 社会福祉活動等の経験を有する人

2 団体選出については、各団体より推薦を受け評議員会において選任する。

3 個人選出については、評議員会に設置する選考委員会において選考し、評議員会において選任する。

4 役員がその所属する団体において身分を失ったときは、役員の地位を失うものとする。この場合は、前任者の属する団体より推薦のあったものの中から補充し、任期は前任者の残任期とする。

(評議員構成)

第30条 定款第6条に規定する評議員構成を次のとおり定める。

(1) 評議員 10名 各団体より1名

民生・児童委員協議会 区長会 地域支えあい団体 老人クラブ連合会
女性団体 高齢者施設 障害者団体・施設 ボランティア団体 保護司会
児童施設

2 選任については、各団体より推薦を受け理事会で検討の後、評議員選任・解任委員会に提案し決定する。

3 評議員は、辞任する場合を除き、所属する団体において身分を失った場合でも、その団体の経験を有するものとして扱い、任期まで評議員の地位を失わないものとする。

(手続き)

第31条 次期役員・評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各役員又は各評議員と特殊な関係にないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。

2 次期役員・評議員候補者が選任された場合は、就任承諾書を提出しなければならない。

3 会長は、就任承諾書が提出されたら辞令書の交付を行うものとする。

(中途退任)

第 32 条 役員・評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出なくてはならない。

第 8 章 その他

(秘密の保持)

第 33 条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、(以下「役員等」という。)及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第 34 条 この細則の改廃は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 29 年 9 月 22 日から施行する。
- 2 この細則施行に伴い、平成 29 年 1 月 5 日施行の社会福祉法人四万十市社会福祉協議会施行細則を廃止し、同一名称として改める。

別表1 (第9条関係)

評議員会議決事項

項目	定款 第12条	内容	議決数	
			過半数	議決に加わることができる評議員の 3分の2
法人運営 に係る事項	第7号	定款の変更		○
	第12号	法人の解散		○
	—	合併または破産		○
役員 の解任・選任等 (報酬基準含む) に関する事項	第1号	役員(理事・監事)の選任	○	
	第1号	理事の解任	○	
	第1号	監事の解任		○
	第2号	役員(理事・監事)の報酬等の額	○	
	第3号	役員、評議員の報酬等の支給の基準	○	
財務に関する事項	第4号	予算及び事業計画の承認	○	
	第5号	決算書類及び財産目録 並びに事業報告の承認	○	
	第6号	予算外の新たな義務の負担 又は権利の放棄	○	
	第8号	残余財産の処分	○	
	第9号	基本財産の処分	○	
その他	第10号	社会福祉充実計画の承認	○	
	第11号	公益事業・収益事業に関する 重要な事項	○	
	—	役員等の責任の免除 (すべての免除)	総評議員の同意	
		役員等の責任の免除 (一部の免除)		○
		その他評議員会で決議するものとして 法令又はこの定款で定められた事項	○	

別表2（第17条関係）

理事会議決事項

項目	内容	議決数	
		過半数	3分の2
法人運営に係る事項	法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	○	
	評議員会の招集	○	
	定款細則の改廃	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	○	
	競業及び利益相反取引の制限	○	
	臨機の措置		○
役員解任・選任等に関する事項	会長の選定・解職	○	
	事務局長の任免	○	
財務・計画・報告に関する事項	予算及び事業計画の承認		○
	決算書類及び財産目録並びに事業報告の承認	○	
	予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄	○	
	残余財産の処分	○	
	基本財産の処分	○	
	多額の借財	○	
	資産の管理	○	
	会計処理の基準	○	
その他	公益事業・収益事業の運営に関する事項		○
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	○	
	その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な規則、定款細則、経理規程等本会の運営に関する重要な規定の制定及び改廃		○

別表3（第25条関係）

会長の専決事項

業務の種類	業務の範囲								
1 規程等の制定、改廃に関する事	各種規程（定款細則、会員規程、経理規程、評議員選任規程その他本会の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるものを除く。）、運用方針、要領等の制定、改廃に関する事項。								
2 職員の人事に関する事	事務局長の任免、進退並びに賞罰を除く職員の人事。								
3 職員の給与に関する事	重要、異例に属するものを除く事項。								
4 職員の労務管理・福利厚生に関する事	日常的事項。								
5 債権の免除、又は効力の変更に関する事	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。 なお、当該処分について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、副会長が専決する。								
6 設備資金の借入に係る契約に関する事	予算の範囲内の事項。 なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、副会長が専決する。								
7 契約に関する事	<p>1 次に掲げるような軽微なもの。</p> <p>ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入</p> <p>イ 施設整備の保守管理、物品の修理等</p> <p>ウ 緊急を要する物品の購入等</p> <p>2 地方公共団体及び高知県社会福祉協議会その他社会福祉団体と締結する委託業務の契約</p> <p>3 次に掲げる契約。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。</p> <p>ア 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えないもの。</p> <table border="1" data-bbox="759 1496 1410 1688"> <thead> <tr> <th data-bbox="759 1496 1203 1534">契約の種類</th> <th data-bbox="1203 1496 1410 1534">予定価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="759 1534 1203 1572">1 工事又は製造の請負</td> <td data-bbox="1203 1534 1410 1572">1,000万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="759 1572 1203 1648">2 車両・機械器具・備品等の買入れ</td> <td data-bbox="1203 1572 1410 1648">300万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="759 1648 1203 1688">3 前各号に掲げるもの以外</td> <td data-bbox="1203 1648 1410 1688">100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの。</p> <p>ウ 緊急の必要により行うもの。</p> <p>エ 競争入札に付することが不利と認められるもの。</p> <p>オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みがあるもの。</p> <p>カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合に行うもの。</p> <p>キ 競争入札において落札者が契約を締結しな</p>	契約の種類	予定価格	1 工事又は製造の請負	1,000万円	2 車両・機械器具・備品等の買入れ	300万円	3 前各号に掲げるもの以外	100万円
契約の種類	予定価格								
1 工事又は製造の請負	1,000万円								
2 車両・機械器具・備品等の買入れ	300万円								
3 前各号に掲げるもの以外	100万円								

	<p>い場合に行うもの。</p> <p>4 当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、副会長が専決する。</p>
8 固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関する事	<p>取得及び改良にあつては1件1,000万円未満、処分にあつては1件の価格が100万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。</p> <p>なお、当該取得等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、副会長が専決する。</p>
9 不用物品等の売却又は廃棄に関する事	<p>損傷その他の理由により不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であつて1件の価格が50万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。</p> <p>なお、当該売却等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、副会長が専決する。</p>
10 予算上の流用、予備費の充当に関する事	<p>予算に計上された範囲のもの。</p>
11 利用者の日常の処遇に関する事	<p>日常的事項。</p>
12 利用者の預り金の管理に関する事	<p>日常的事項。</p>
13 寄付の受入れに関する事	<p>寄付金の募集に関する事を除く事項。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。</p>
14 本会に関する情報の公開に関する事	<p>定例的事項。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。</p>
15 その他の業務に関する事	<p>1 予算の編成に係る事項。</p> <p>2 事業報告の作成、決算事務に関する事項。</p> <p>3 その他日常的事項。</p>